

# 「みやぎ・身近な景観百選」実施要綱

## (目的)

第1 私たちが暮らす宮城県には、四季折々の豊かな自然、広大な田園風景、近代的な都市の賑わい、地域に根ざした風習や文化が薫る美しい町なみのみならず、日常生活の中にある、身近な何気ない景観が数多く存在している。

身近な景観は、ともすれば普段気づくことが少ないが、そこに住む人や働く人の誇りであり、地域の質を形づくる重要な要素になっている。

本事業は、「新・宮城県景観形成指針」(平成19年5月策定)に基づく普及啓発の一環として、こうした景観の中から、私たちが守り、次世代に伝えていきたい身近な景観を「みやぎ・身近な景観百選」として選定し、広く県内外に発信することによって、美しく風格のある県土づくりと、より良い景観づくりに資するものである。

## (対象)

第2 募集対象は、私たちの、ごく身近に存在する宮城県内の景観(視点場)とし、対象類型は「新・宮城県景観形成指針」で類型化された「山地」、「平野」、「海岸」、「都市」とする。

なお、応募作品については下記に留意するものとする。

- (1) 宮城県内の景観とし、応募作品は未発表のものに限る。
- (2) 写真は原則として四つ切りサイズ(254×306ミリ)以内のカラー単写真に限る。ただし、デジタルカメラにより撮影された写真も認める。
- (3) 写真は、肉眼で見たありのままの景観とするため、写真は無加工のものとする。
- (4) 応募作品の送付は郵送とするが、デジタルカメラにより撮影された写真については、電子データによる送付とする。
- (5) 応募は一人2点までとし、応募作品毎に応募シート(別紙)を添付する。
- (6) 入賞作品の著作権は、宮城県に帰属する。

## (募集期間及びテーマ)

第3 募集期間は2期とし、それぞれ募集のテーマを設ける。

- (1) 第1期 平成19年9月1日から平成20年1月31日まで  
テーマ 「夏と秋の景観」
- (2) 第2期 平成20年2月1日から平成20年6月30日まで  
テーマ 「冬と春の景観」

## (応募資格)

第4 応募者は、県内在住の有無及び年齢を問わないものとする。

(選定)

第5 第1期,第2期それぞれの募集期間終了後,「みやぎ景観懇話会」メンバーで構成される「みやぎ・身近な景観百選選定審査会」を開催し,選定を行うものとする。

(発表及び表彰)

第6 入選した景観の応募者あてに,入選の通知を行うほか,県ホームページ等で入選した視点場と推薦者名を公表する。

併せて,入選景観の応募者について,県内で開催する景観シンポジウムにおいて表彰を行う。

(担当)

第7 「みやぎ・身近な景観百選」事業の庶務は,土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか,事業の実施に関し必要な事項は,知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は,平成19年8月20日から施行する。